

「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の一部改正について
新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第25条第1項第1号又は同法第48条第1項の規定に基づく大量破壊兵器関連貨物・技術規制及び大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制の的確な実施を確保するため、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引又は輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、別記1に掲げる取引又は貨物の輸出に該当する場合は、許可申請をする前に、別記1の1から7までのいずれかに該当する取引又は輸出にあつては別記2の1の調査事項について十分に調査し当該技術又は貨物が大量破壊兵器の開発又は製造を助長する懸念がないとの判断の上、<u>別記1の8に該当する取引又は輸出にあつては別記2の2の事項に該当する場合に、それぞれ別記3に従った書類及び別記4に従った誓約書等を当該許可申請の添付書類として提出して下さい。</u></p> <p>なお、本件は<u>平成14年4月1日</u>から実施します。</p> <p>別記1 1～5 （略） 6 「<u>輸出貿易管理令別表第3の規定により経済産業大臣が定める貨物</u>」（平成13年経済産業省告示第758号）に掲げる貨物（以下「告示で定める貨物」という。）若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物又は「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（平成8年8貿局第365号）付表に掲げる技術（以下「付表に掲げる技術」という。）若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの（技術を利用する者又は貨物の需要者（以下「需要者等」という。）が確定していない場合（役務取引許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに</p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第25条第1項第1号又は同法第48条第1項の規定に基づく大量破壊兵器関連貨物・技術規制及び大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制の的確な実施を確保するため、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引又は輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、別記1に掲げる取引又は貨物の輸出に該当する場合は、許可申請をする前に、別記1の1から7までのいずれかに該当する取引又は輸出にあつては別記2の1の調査事項について十分に調査し当該技術又は貨物が大量破壊兵器の開発又は製造を助長する懸念がないとの判断の上、<u>別記1の8又は9に該当する取引又は輸出にあつては別記2の2又は3の事項に該当する場合に、それぞれ別記3に従った書類及び別記4に従った誓約書等を当該許可申請の添付書類として提出して下さい。</u></p> <p>なお、本件は<u>平成10年4月1日</u>から実施します。</p> <p>別記1 1～5 （略） 6 「<u>輸出貿易管理令別表第3の2の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件</u>」（平成12年通商産業省告示第922号）に掲げる貨物（以下「告示で定める貨物」という。）若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物又は「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（平成8年8貿局第365号）付表に掲げる技術（以下「付表に掲げる技術」という。）若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの（技術を利用する者又は貨物の需要者（以下「需要者等」という。）が確定していない場合（役務取引許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるも</p>

該当しない。以下同じ。)に限る。)

(1) 及び(2) (略)

7 (略)

8 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を提供地又は仕向地とするもの

別記2

1 (略)

2 別記1の8に該当する取引又は輸出

外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引にあつては、

イ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。)の規定に該当するとき

ロ (略)

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出にあつては、

イ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号。以下「省令」という。)の規定に該当するとき

ロ 輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき

のがある場合には、これに該当しない。以下同じ。)に限る。)

(1) 及び(2) (略)

7 (略)

8 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引(その取引が同表の5から15までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引に該当する場合を含む。以下同じ。)又は輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出(その輸出が同表の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出に該当する場合を含む。以下同じ。)であつて、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を提供地又は仕向地とするもの

9 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であつて、輸出令別表第4の2に掲げる地域を提供地又は仕向地とするもの

別記2

1 (略)

2 別記1の8に該当する取引又は輸出

外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引にあつては、

イ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件(平成12年通商産業省告示第748号。以下「告示」という。)の規定に該当するとき

ロ (略)

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出にあつては、

イ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成8年通商産業省令第16号。以下「省令」という。)の規定に該当するとき

ロ 輸出令第4条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき

3 別記1の9に該当する取引又は輸出

別記3

- 1 (略)
- 2 別記1の8に該当する取引若しくは輸出であって、別記2の2に掲げる要件に該当する場合は、

需要者等の所在地、事業内容、組織、資本関係等に係る説明書
需要者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する
対外公表資料又は登記簿等の公式文書
を可能な限り取得することに努める。

別記4

- 1～4 (略)
- 5 別記1の8に該当する取引又は輸出であって、別記2の2中のイに掲げる告示又はのイに掲げる省令の規定(告示又は省令の規定のうち、当該技術又は当該貨物が核兵器等の開発等のために利用される又は用いられる場合に該当するときは除く。)に該当するときは、以下の事項を全て記載した需要者等の誓約書

輸入者等及び需要者等の名称、所在地
当該技術の利用場所及び利用目的又は当該貨物及びその複製品の設置/使用場所及び使用目的
用途の限定(当該技術又は当該貨物及びその複製品を輸出令第4条第1項第3号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等のために用いない。)
代表者によるサイン、肩書き、日付

- 6 (略)

別記5及び別記6 (略)

外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引にあっては、貿易外省令第9条第1項第4号口又は輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出にあっては、輸出令第4条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき

別記3

- 1 (略)
- 2 別記1の8に該当する取引若しくは輸出であって、別記2の2に掲げる要件に該当する場合又は別記1の9に該当する取引若しくは輸出であって、別記2の3に掲げる要件に該当する場合は、

需要者等の所在地、事業内容、組織、資本関係等に係る説明書
需要者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する
対外公表資料又は登記簿等の公式文書
を可能な限り取得することに努める。

別記4

- 1～4 (略)
- 5 別記1の8に該当する取引又は輸出であって、別記2の2中のイに掲げる告示又はのイに掲げる省令の規定(第1号及び第4号を除く。)に該当するときは、以下の事項を全て記載した需要者等の誓約書

輸入者等及び需要者等の名称、所在地
当該技術の利用場所及び利用目的又は当該貨物及びその複製品の設置/使用場所及び使用目的
用途の限定(当該技術又は当該貨物及びその複製品を輸出令第4条第1項第4号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等のために用いない。)
代表者によるサイン、肩書き、日付

- 6 (略)

別記5及び別記6 (略)

